

令和2年4月8日

地方裁判所長 殿
地方検察庁検事正 殿
弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

感染拡大地域における分野別実務修習の自宅学修への切替え
について（事務連絡）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言がされ、平日の日中における外出自粛要請が発せられた場合に、分野別実務修習における指導を中断し、司法修習生に課題を与えて自宅学修に切り替えていただくことが相当と考えられることについては、4月3日付け当職事務連絡でお伝えしたところであり、昨日、東京都等の7都府県を対象として緊急事態宣言がされたところですが、ここ数日における大都市圏を中心とする新型コロナウイルス感染の急速な拡大状況等に鑑みると、緊急事態宣言の対象となっていない地域においても、当該地域における感染状況の程度によっては、司法修習生に係る感染リスクを更に低減させることが重要と考えられます。

そこで、緊急事態宣言の対象となっていないが、感染が急速に拡大していると見られる京都府及び愛知県にある実務修習地では、登庁等に電車・バス等の公共交通機関を利用している司法修習生について自宅学修に切り替えることが相当と考えられます。また、緊急事態宣言の対象地域、京都府及び愛知県以外の実務修習地でも、上記の各地域から通っている司法修習生について、同様に自宅学修に切り替えることが相当と考えられます。自宅学修の期間としては、緊急事態宣言の期間と同程度の期間とすることが考えられます。

なお、地域における感染拡大の状況や、司法修習生に対する指導の予定（例えば、4月期の人事異動に伴い、司法修習生に傍聴させる期日が予定されていない、あるいは、指導担当者が不在となるなど）等によっては、登庁等に公共交通機関を利用していない司法修習生を含めて自宅学修に切り替えていただくことも差し支えありません。

上記の内容については、司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。